

若手国際活動支援等資金運用要綱

令和元年 12 月 13 日委員会決定

令和 3 年 9 月 2 日一部改正

令和 7 年 1 月 30 日一部改正

(総則)

第 1 条 この要綱は、主に水分野の若手の国際活動に関する支援等に活用するための資金の運用方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「若手」とは次の者とする。

- (1) 大学等において、学生、大学院生、研究員及びそれに相当する者であり、学校教育法上（学校教育法第 92 条各項）の教授、准教授、講師、助教、助手でない者（以下、「学生等」という）。
- (2) 水に関連する省庁、地方公共団体、公的研究機関、企業等において、職員、社員及びそれに相当する者であり、労働基準法上（労働基準法第 41 条 2 号）の管理監督者及びそれに相当する立場でない者（以下、「職員等」という）。

(補助対象)

第 3 条 IWA 世界会議、IWA-ASPIRE 会議、IWA が主催する会議（IWA 開発会議等）、及び IWA スペシャリストグループが主催もしくは共催する会議において、口頭又はポスターでの発表が採択された若手に対して会議登録費を補助する（以下、「補助金」という）。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は会議登録費の実費（オプションを含まない）とし、学生等は一人当たり 7 万 5 千円を、職員等は一人当たり 14 万円をそれぞれ上限とする。

(運用計画)

第 5 条 この資金の運用にあたっては、別途、運用計画を策定することとし、運用計画に従って毎年度募集を行う。

(申請)

第6条 第3条に掲げる各会議に係る給付について申請する者は、若手国際活動支援等資金給付申請書及び当該会議からの発表採択通知の写しを、当該会議の発表採択通知日から1ヵ月後までに事務局に提出する。

(補助金給付対象者の決定)

第7条 前条の書類の提出があり、補助金を給付すべきものと認めたときには、補助金給付決定通知書を給付対象者に送付するものとする。

2 補助金給付対象者については運用計画の募集枠までとし、申請順とする。ただし、補助金給付決定通知書を給付対象者に送付した後、辞退の申し出があった場合には、募集枠を超えて申請を行った者を給付対象者とする。また、募集枠を超えて申請を行った者が複数存在した場合は、その中での先着順とする。

3 過去に本制度の適用を受けた者は対象外とする。

(補助金の給付)

第8条 給付対象者は、会議登録した際の領収書の写しを速やかに事務局に提出するものとする。

2 事務局は、給付対象者から領収書の写しの提出があった場合には、速やかに補助金を給付するものとする。

3 補助金の給付に係る経費については、若手国際活動支援等資金から支出する。

(報告の徴取)

第9条 給付対象者は会議終了後2ヵ月以内に活動報告書を提出する。

(返還)

第10条 給付対象者が補助金の給付を受けた後、次の事象が判明した場合、補助金の全額を返金しなければならない。

- ① 会議に参加しなかった場合。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く
- ② 他の団体から給付を受けている場合
- ③ 虚偽の申請等が判明した場合

(協議)

第11条 この要項の運用に疑義が生じた場合は、IWA 日本国内委員会で協議する。

(事務局)

第 1 2 条 事務局は公益社団法人日本水道協会研修国際部国際課とする。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 3 0 日から施行する。